

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実に推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

会社の機関の内容

〈取締役、取締役会〉

経営上の重要事項に関する意思決定を合理的かつ効率的に行うこと、ならびに取締役の業務執行の適正な監視を基本方針とし、原則毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会の開催を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にし、また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築の一環として、取締役を10名以内、取締役の任期を1年に定めております。現在の取締役は9名(うち社外取締役2名)です。

〈監査役、監査役会〉

監査役は3名で、社外監査役が2名、社内出身の常勤監査役が1名の体制としております。監査役会は原則毎月1回開催し、また、取締役の業務執行を監査する手続として、取締役会への出席、主要な事業所の業務及び財産の状況の調査等を行っております。なお、会計監査の適正性を確保するため、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から監査の報告を受けております。

〈経営会議〉

経営会議は、最高執行役員、常務執行役員以上の役付執行役員および最高執行役員が指名する執行役員(ただし、最高執行役員が必要と認めるときは、それ以外の者を経営会議に加えることができる)をもって構成し、毎月1回開催され、取締役会からの授權範囲内で行う事業執行における重要事項及び重要な業務の方針・方向を決定し、その執行を審議、確認しております。

〈執行会議〉

執行会議は、執行役員をもって構成(ただし、最高執行役員は適正な事業推進のため、それ以外の者を若干加えることができる。)し、定例執行会議は四半期に1回開催され、臨時執行会議は必要あるごとに随時召集いたします。執行会議の議事は、本部、事業部、統轄部、戦略室に関わる次の事項に関するものといします。

- ・年次経営方針・計画・挑戦課題等の調整
- ・部門年度計画に関わる事項
- ・部門年度総括に関わる事項
- ・年次計画・予算・事業の執行状況等の確認及びフォローアップ
- ・経営戦略に則った施策の実施状況のモニタリングと支援
- ・受注量の拡大・調整
- ・事業所間の連携及び調整
- ・その他事業推進に関わる具体実施方策

〈コンプライアンス〉

法令遵守の徹底を図るために、代表取締役が直轄する内部統制機構を組織し、日常管理を行っております。また、内部統制委員会、社内審査委員会の設置により、監視体制の強化、厳格な賞罰必修を行う体制をとっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長大グループ社員持株会	854,019	9.07
株式会社イー・シー・エス	420,000	4.46
野村信託銀行株式会社 (長大グループ社員持株会専用信託口)	331,200	3.52
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	264,000	2.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	237,600	2.52
青柳 史郎	217,500	2.31
佐々木 文子	211,200	2.24
日本生命保険相互会社	170,200	1.81
株式会社常陽銀行	162,000	1.72
日置 克幸	160,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田邊 章	他の会社の出身者											○
平野 實	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邊 章	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	経営者として豊富な経験と幅広い見識を持ち、社外取締役として客観的かつ中立的な立場で経営者の職務遂行を監督及び監視し、より健全な企業経営を目指すために有用な意見をいただけるものと判断しております。
平野 實	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	土木分野における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の監査計画説明、監査実施手続と監査結果報告、四半期・通期決算前会議、四半期・通期決算説明会でそれぞれ、協議、報告を行い連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮 麻里子	他の会社の出身者													○
横山 正英	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮 麻里子	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	弁護士としての専門性と企業法務に関する対極的かつ高度な知見を活かし、客観的で公正な監査を実施することによって、より健全な企業経営に資すると判断し、選任しております。
横山 正英	○	有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	公認会計士として財務及び会計に関する高い見識を有しておりますので当社の経営に対して独立の立場から意見をいただけると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、計画はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年9月期連結会計年度における当社の取締役に対する報酬は152百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、各人の役位などをもとにして基準を定めた内規を作成し、その基準をベースとして、当期の業績及び業績への各人の貢献度などの諸般の事情を勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

〈社外取締役〉
社外取締役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、業務執行の状況等の報告を受けております。

〈社外監査役〉
社外監査役が取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、業務の執行状況等の報告を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制として、取締役会は取締役9名(うち2名社外取締役)、監査役会は監査役3名(うち2名社外監査役)で構成されております。当社の経営組織とその運営状況は以下のとおりであります。

（取締役会）
経営上の重要事項に関する意思決定を合理的かつ効率的に行うことを基本方針とし、毎月1回開催しております。また、必要に応じて臨時取締役会の開催を行っております。なお、取締役の経営責任をより明確にし、また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築の一環として、取締役の任期を1年に定めております。

（監査役会）
監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会、経営会議をはじめとした重要な会議に出席するとともに、取締役などから営業の報告を聴取するなどし、業務および財産の状況の調査を行うことにより経営全般を監視しております。

（会計監査）
会計監査人は、新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約を締結しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。平成27年9月期において監査業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務にかかわる補助者の構成については、以下のとおりであります。
・監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 神山 宗武氏
指定有限責任社員 寶野 裕昭氏
・監査業務にかかわる補助者の構成
公認会計士8名、その他20名

（その他）

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じて顧問弁護士のアドバイスを受けております。また、各種専門家から法務、税務に関する指導、助言を受け、コンプライアンスの確保を図っております。

〈指名、報酬決定〉

取締役候補者の選任は、取締役会の審議を経て株主総会に付議いたします。監査役も同様ですが、監査役会の同意を得ております。

取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会において報酬枠を決定していただき、取締役の個別の報酬は取締役会によって、監査役の個別の報酬は監査役の協議によって、それぞれ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 重要

当社は、経営の意思決定および業務執行に関して、透明性・公平性・スピードを重視することで、コーポレート・ガバナンスの有効性を確保し、公正な経営を実現することを最優先課題としております。なお、経営執行と監視機能の分離、企業の透明性および経営健全性の強化を図るため、監査役制度を採用しております。また、より健全で透明性・公平性の高い経営や適正な監査機能を実現するため、社外より、取締役2名、監査役2名を招聘しております。

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役の直轄機関である内部統制機構は、内部統制の運用状況の調査を行い、監査役会などと連携して定期的に業務執行部署への内部監査を実施し、各部署の所管業務が法令、規制、定款および社内諸規程を遵守し、適正かつ有効に運営されているか否かを調査しております。

内部監査の実施状況は、取締役および監査役に報告され、業務改善に努めております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針、業務分担などに従い、取締役会、経営会議をはじめとした重要な会議に出席するとともに取締役などから営業の報告を聴取するなどし、業務および財産の状況の調査を行うことにより経営全般を監視しております。また、内部統制機構から期初の監査計画・監査方針や期末の監査結果総括などの定期報告を含め、監査進捗状況の適宜聴取および意見交換などを行っております。さらに、内部統制機構の監査現場に立ち会うなどして連携強化に努めております。会計監査人との相互の連携強化につきましては、監査計画、監査方針、決算説明会、および期末監査結果の説明を受けるなどして意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査現場に立ち会うなど連携を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は決算作業、監査等の工程に基づいて開催日を設定しており、特に集中日を意識していません。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎決算期後に説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(URL http://www.chodai.co.jp)において、当社の経営理念、行動憲章や倫理方針などの各種方針を掲示しています。また、財務情報、決算短信、事業報告書を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：経営統括室 IR担当役員：藤田取締役副社長専務執行役員 IR事務連絡責任者：蒲原 肇	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 返答

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営理念を踏まえた行動憲章のなかで、社会貢献活動への積極的参加、環境問題への積極的な取り組みを掲げております。具体的な主な活動としましては、以下のとおりであります。 ・環境保全 - 環境省では2014年3月26日、これまでの地球温暖化防止国民運動「チャレンジ25」に代わる、新たな気候変動キャンペーン「Fun to Share」をスタートしました。 - 当社は「Fun to Share」賛同企業としての登録を申請し、2014年4月18日に承認されました。 ・地域貢献 - 国土交通省徳島河川国道事務所と吉野川交流推進会議共催による河川の一斉清掃活動である「アドプト・プログラム吉野川」に1990年より参加しております。 ・環境関連事業 - エコ型枠・バイオトイレ・小水力発電などに取り組んでおります。 - エコ型枠とは、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に加え、コンクリート型枠をリペアして繰り返し使用する技術を当社が開発したもので「ECO(ばね)リース」として事業化しております。主力商品である「リサイクルボード(型丸)」を現場の形状にあわせてパネル化し、レンタル形式で提供しております。ボードはリペアして何度でも再利用できます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	行動憲章において、企業情報の適時、適切な開示を宣言しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は内部統制システムを、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制と位置づけております。その整備状況は以下のとおりです。

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ 当社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、取締役及び使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図る。
ロ 当社における法令・規程の遵守の観点から、内部統制部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報は、これに関する資料とともに法令及び文書管理規程等に従い担当部門において管理保存する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するために、リスク管理規程を定め、リスクを網羅的・総括的に管理する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ 定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議し決定する。
ロ 取締役会は定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性を監督する。
- 5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ 子会社の取締役から職務の執行に係る事項について当社が報告を受けるための体制
「関係会社管理規程」に基づき、子会社は経営計画及び予算の遂行状況または結果について、当社取締役会に対して報告する。
子会社は、毎四半期の経営状況、業績について、当社取締役会に報告する。
ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社のみならず子会社におけるリスクの把握と予防に努める。
ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の子会社は、規模・業態等に応じて、経営組織を整備する。
当社の子会社には、その取締役の職務の効率性を確保するために取締役を派遣する。
ニ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社はコンプライアンスを経営の基本原則とし、当社が定める「行動憲章」「倫理方針」「内部統制方針」を、子会社の取締役及び使用人の企業倫理意識の向上並びに法令・定款を遵守するための行動規範として、その徹底を図っている段階である。
子会社における法令・規程の遵守の観点から、内部統制部門において、通報制度を運営するとともに、全社の業務全般にわたる内部監査を実施する。
ホ その他当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
子会社を含む関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団の業務の適正を確保する。
子会社については、取締役を派遣し、事業活動全般の適正を確保する。
- 6 監査役の職務を補助すべき使用人、その使用人の取締役からの独立性、及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
イ 監査役がその職務の執行の補助者を必要とするときは、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。
ロ 監査役付の人事評価、人事異動については監査役と人事担当取締役が協議して行う。
- 7 当社及びその子会社の役員及び使用人等が当社の監査役(会)に報告するための体制、その他の監査役(会)への報告に関する体制
イ 当社は、取締役会規程、経営会議規程、その他重要な会議規程に、監査役の出席について定める。
ロ 内部統制部門は、通報制度の運用状況、内部監査の計画、実施結果について監査役(会)に報告する。
ハ 監査役(会)から業務執行に関する事項の報告を求められたとき、取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。
ニ 子会社の役員及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社の役員及び使用人は、当社の監査役(会)から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項につき報告を行う。
ホ 当社は、監査役(会)への報告を行った当社及びその子会社の役員及び使用人等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及びその子会社において周知徹底する。
- 8 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支出するために、毎年、一定額の予算を設ける。
当社は、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払い又は償還等を求めたときは、その職務の執行に必要でないことが明らかなる場合を除き、速やかにその費用を処理する。
- 9 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ 代表取締役と監査役の定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
ロ 監査機能の有効性、効率性を高めるために、監査役、内部統制部門、会計監査人が定期的かつ必要に応じて相互に連携を図る。
- 10 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
イ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行いました。
ロ リスク管理に関しては、子会社の規模・業態などに応じて適切なリスク管理体制の整備を指導、支援しており、コンプライアンスに関しても子会社を含めた取り組みを行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また、反社会的勢力が関わりを持ちかけてきたり、不当な要求をしてきた場合には、組織的に毅然とした態度で要求を拒絶することを「企業行動憲章」に定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成25年12月19日開催の当社定時株主総会にて「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続」（以下「本プラン」といいます。）について賛同いただき導入しております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行う者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行う者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行う者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、買収防衛策の公表内容は次のURLに掲載しております。

http://www.chodai.co.jp/news/docs_mt/20131114.02.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制



